

大東子保第228号
令和2年5月7日

保護者の皆さま

大東市長 東坂 浩一
(公印省略)

緊急事態宣言の延長に伴う保育所等における臨時休園の期間の延長について

平素は、本市児童福祉行政に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症に係る本市の対応等にご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、保育所等を原則として臨時休園させていただいているところですが、緊急事態宣言の期間が令和2年5月31日まで延長されたことにかんがみ、**保育所等の臨時休園の期間を令和2年5月31日(日)まで延長**することを決定しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、臨時休園期間中の保育所等における保育の実施の対象となる場合は、下記のとおりとなりますので、改めてご確認いただきますようお願い申し上げます。

保護者の皆さまにおかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大を防止し、皆さまの生命・健康を守るため、引き続き臨時休園へのご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

1. 延長後の臨時休園期間

令和2年4月22日(水)から**5月31日(日)まで**(緊急事態宣言の発令期間中)

2. 保育の実施の対象となる場合

- (1) 保護者の方いづれもが、医療従事者など社会生活を維持する上で必要な施設や社会福祉施設等に勤務しており、就業を継続することが必要な場合
- (2) ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な場合
- (3) その他、個別の事情により、家庭での保育が著しく困難な場合

【問い合わせ】

大東市 福祉・子ども部 子ども室
保育幼稚園グループ
TEL 072-870-0474